

「神奈川県自治基本条例（仮称）」第二次素案

前文

- ①地方分権改革及び地方分権型社会の実現、②県民による自己決定・自己責任・自己負担の原理、③近接性・補完性の原理及び協働型社会の実現、④条例尊重義務等について記述する。

目的

- この条例は、県の自治の基本理念、県民の権利・義務及び県政運営の基本原則を定め、併せて議会及び知事の責務並びに基本原則に基づく制度等の基本となる事項等を定めることにより、県民主体の県政を確立し、もって県民の権利の保障及び県民福祉の向上を図ることを目的とすることを定める。

基本理念

- 県の自治は、県民の意思と責任に基づき、主体的かつ自立的に県政を運営することによって、県民が望む地域社会の実現を目指すことを旨として行われなければならないことを定める。
- 県は、県民の意思が、県民に最も身近な市町村を通して表明され得ることに鑑み、市町村の意見を尊重して、県政の運営にあたらなければならないことを定める。

県民の権利・義務

- 基本理念の実現に向け、県民主体の自治を確立するため、県民は次の基本的な権利、責任及び義務を有することを定める。
 - ① 県政に参加する権利・責任 県民には、県政に参加する権利及び責任があること。
 - ② 県政に関する情報を知る権利 県民には、前項の権利を行使し、責任を果たすため、県が保有する県政に関する情報を共有できるよう、知る権利があること。
 - ③ 行政サービスを等しく受ける権利 県民には、県の行政サービスを等しく受ける権利があること。
 - ④ 費用負担を分担する義務 県民には、県の行政サービスに要する費用を分担する義務があること。

県政運営の基本原則

- 県は、基本理念を実現するために、次の基本原則に則り、県民主体の県政を運営することを定める。
 - ① 県民参加の原則 県政に対する県民の理解を促進し、県民が自発的かつ積極的に参加する県政とすること。
 - ② 市町村優先と市町村の県政への参加の原則 県民に最も身近な行政を担い、地域における政策を総合的に推進する市町村を、県との役割分担において優先し、市町村との対等な関係のもとに、市町村が参加する県政とすること。
 - ③ 透明性・公正性の原則 透明性の向上を図ることにより、県民に説明責任を果たし、公正を確保する県政とすること。
 - ④ 効率性・有効性の原則 最少の経費により最大の効果を上げる県政とすること。
 - ⑤ 連携の原則 民間及び他の都道府県等の多様な主体と連携する県政とすること。

議会の責務

- 議会が、県民の信託に応え、この条例の基本理念、基本原則等に沿った役割を果たすため、その責務などを包括的に定める。

知事の責務

- 知事は、この条例の基本理念・基本原則に則り、県民の信託に応え、県民の意思に基づいた県政を運営しなければならないことを定める。
- 知事は、基本原則に基づく制度等の整備、充実に努めなければならないことを定める。
- 知事は、県民の意思を迅速かつ的確に反映させることができる組織の形成に努めなければならないことを定める。

職員の責務

- 職員は、この条例の基本理念・基本原則に則り、職務を遂行しなければならないことを定める。
- 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならないことを定める。

基本原則に基づく制度・手続

- 県政運営の基本原則に基づき、次の制度・手続についての基本的事項を定める。

情報提供・公開

- 県は、多様な媒体を活用するなどして、県政情報を県民に積極的に提供するよう努めることを定める。
- 県は、県民の求めに対し誠実に応答し、行政文書の公開を適正に行うことを定める。
- 県は、県の保有する個人情報の取扱いに関し県民が権利利益を侵害されないよう、適切な措置を講じることを定める。

県民参加機会の保障

- 県は、政策の立案、実施及び評価の過程において、県民が意見を提案し、県と対話・協議する多様な参加の機会の確保に努めることを定める。
- 県は、県民の県政に関する提案、意見等を迅速かつ誠実に処理するよう努めることを定める。
- 県は、県民が県政への参加の機会の時期及び方法を見通すことができるよう、これらを予め公表することを定める。

県民投票

- 県は、県政にかかる重要事項について、県民意思を問うため、県民による投票を実施することができるようにすることを定める。
- 議会及び知事は、県民による投票の結果を尊重して当該事項を処理することを定める。

市町村との役割分担及び権限移譲

- 広域的な事務を担う県は、市町村が県民に最も身近な行政を担い、地域における行政サービスを総合的に推進する重要な役割を果たしていることに鑑み、市町村の自主性・自立性を尊重し、適切な役割分担に努めることを定める。
- 県は、その権限に属する事務のうち、市町村が処理することが適当であるものについては、市町村との協議を経て、移譲することを定める。
- 県は、権限移譲にあたっては、市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じなければならないことを定める。

市町村の県政参加

- 県は、市町村が県政に参加するために必要な県政に関する情報を、積極的に市町村へ提供するよう努めることを定める。
- 県は、県の重要な政策について、市町村が意見を提案する機会の確保に努めるとともに、その意見を尊重しなければならないことを定める。
- 県は、市町村に関わる政策のうち、特に重要なものについて協議する体制を整備することを定める。

行政手続

- 県は、県政運営における公正の確保及び透明性の向上のため、県の処分、行政指導等の行政手続に関し共通するルールを定め、公表しなければならないことを定める。

総合計画

- 県は、政策の基本的方向を総合的に示す計画（以下「総合計画」という。）を策定するとともに、策定等に当たっては、県民及び市町村の意見が十分反映されるよう努めなければならないことを定める。
- 県は、総合計画の基本的な方向に沿って、効果的かつ効率的に政策を推進するとともに、政策の実施状況を定期的に公表することを定める。

財政運営

- 県は、総合計画などに定める方針に沿い、財源の確保や効率的・効果的活用を図ることにより、財政の健全な運営に努めることを定める。
- 県は、財政状況を分かりやすく県民に公表することを定める。

政策評価

- 県は、効率的で質の高い行政サービスを県民に提供するために、適切に政策評価を行い、その結果を公表することを定める。
- 県は、政策評価の結果を政策立案及び予算編成等に適切に反映するよう努めることを定める。

民間活動との連携協力

- 県は、特定非営利活動法人その他民間団体及び民間事業者等の主体的な公共的活動（以下「民間活動」という。）を尊重し、より質の高い行政サービスを県民に提供するために、必要に応じ、適切な役割分担の下で、民間活動と連携協力することを定める。
- 県は、民間活動が積極的に推進されるよう、環境の整備に努めることを定める。

他の地方公共団体との連携協力

- 県は、広域的又は共通の公共的課題を解決し、より質の高い行政サービスを県民に提供するために、他の地方公共団体との連携協力に努めることを定める。

国への提案

- 県は、県民の意思に基づく自立的な県政運営を推進するため、対等・協力の関係にある国に対して、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行わなければならないことを定める。

条例尊重義務

- この条例が県政運営の基本理念及び基本原則を定めることから、県は、他の条例、規則その他の規定によって制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならないことを定める。